

一般社団法人への移行認可について

○移行認可の基準

- ・定款の内容が法人法(注1)に適合するものであること
- ・法人の作成する公益目的支出計画(下記)が適正で、確実に実施すると見込まれるものであること

(注1) 法人法～一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

○公益目的支出計画

- ・法人の純資産額を基礎に計算した公益目的財産額に相当する金額を公益の目的のために事業等(「実施事業等」という)を行い消費していく計画
- ・消費というのは、必ずしも資産を使い切る(取り崩す)ということではなく公益目的財産額相当額分に達するまで実施事業等を行うということ

○実施事業等

(1) 継続事業

従来から実施してきた「公益的な事業」

従来から実施してきたものでも収益事業、共益的事业は除く

例：継続事業と認められるもの ～講習会・講演会事業(含非会員)、一般市民向け事業(歯科検診、8020 運動等)など

継続事業とは認められないもの～永年勤続表彰等事業、会員親睦事業など

※事業自体としては公益性が認められるものの、過度な飲食費など、必要性が疑問視されるような経費は不可

※外部への寄附、支部交付金

～法人の目的に合致した「事業」として位置づけられるかが論点

※歯科専門学校運営事業

～収益事業ではないという説明(公益性の説明)が必要

(2) 特定寄附

公益的団体等に対する寄附

公益的団体等～類似の目的を有する社団法人・財団法人、国、地方公共団体など

(3) 公益目的事業

認定法(注2)に定める「公益目的事業」(公益目的事業にあたるかどうかは審議委員会で決定)

(注2) 認定法～公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

○申請の前に準備しておくべきこと

(1)定款の変更

- ・法律に適合するための定款の整備が必要
- ・内閣府が提示するモデル定款が基本
- ・課題となる事項
会員の位置づけ(名称、法律上の社員との区別、上部団体会員との関係等)
代表理事の選任方法など

(2)会計の整備

- ・申請に必要な公益目的財産額の確定、事業費の整理のためには、一定の基準(平成16年改正の公益法人会計基準)に基づいた正確な財務諸表の作成が必要
- ・〇〇事業費という大括りな分類ではなく、事業内容が分かる詳細な費用科目とする必要
- ・事業費と管理費の明確な振り分けが必要(合理的理由(従事割合など)に基づく経費の按分等)
- ・最低限、貸借対照表と正味財産増減計算書は作成

○特例民法法人検査で指導事項としているもの

- ・理事における同一業界関係者割合が2分の1以上
- ・公益性の見地から真に必要なか疑問な経費の支出(過度な飲食費等)
- ・会計基準の未整備
- ・内部牽制、書類の保管の不備
- ・高水準な内部留保
- ・事業費割合が2分の1以下
- ・事務処理規程、会計処理規程、給与規程等の業務上必要な諸規程の未整備
- ・不適切な引当金、特別会計、特定資産の計上
- ・株式の保有

○ 申請書の書き方

○ 別紙1 法人の基本情報

1 基本情報

○ 別紙2 公益目的財産額

2 公益目的財産額

1 算定日	年 月 日
2 公益目的財産額(i + ii - iii - iv)	円
i 貸借対照表の純資産の部の額	円
ii 時価評価資産の時価と帳簿価額との差額	円
iii 基金の額	円
iv その他支出又は保全が義務づけられているものの額	円

○ 別表A(1) 公益目的財産額の算定

【時価評価資産の帳簿価額との差額】

(1)時価の合計額	(2)帳簿価額の合計額	(1)-(2)の額
円	円	円

【時価評価資産の明細】

番号	時価評価資産の名称	帳簿価額	時 価	時価の算定方法
土地又は土地の上に存する権利				
イ1		円	円	
イ2		円	円	
小計		円	円	
有価証券				
ロ1		円	円	
ロ2		円	円	
小計		円	円	
その他時価と帳簿価額との差額が著しく多額な資産				
ハ1		円	円	
ハ2		円	円	
小計		円	円	

○ 別表A(2) 公益目的財産額の算定

【時価評価資産以外の資産の明細】

減価償却資産				
番号	資産の名称	帳簿価額	取得価額	償却方法
a1		円	円	
a2		円	円	
その他時価と帳簿価額との差額が著しく多額でないと判断した資産				
番号	資産の名称	帳簿価額	時 価	時価の算定方法
b1		円	円	
b2		円	円	
時価と帳簿価額の差額が著しく多額であるか否かについての判断基準				

○ 別表A(3) 公益目的財産額の算定

【引当金の明細】

(1)実施事業等に係るもの

番号	引当金の名称	帳簿価額	目 的	事業番号
	計上額の算定根拠			
1		円		

(2)(1)以外のもの

番号	引当金の名称	帳簿価額	目 的	事業番号
	計上額の算定根拠			
1		円		

○ 別表A(4) 公益目的財産額の算定

【基金の明細】

番号	基金の名称	帳簿価額	定款における基金募集に関する条項
1			
合 計			

【その他支出又は保全が義務づけられているものの明細】

番号	財産の名称	控除すべき額	公益目的財産額から控除すべき理由
1			
合 計			

○ 別表B 時価評価資産等の算定根拠

【時価評価資産の時価の算定根拠】

番号	時価評価資産の名称	帳簿価額	時 価	時価の算定方法
		円	円	
時価 の 算定 根拠				

【時価評価資産以外の資産の時価の算定根拠等】

番号	資産の名称	帳簿価額	時 価	時価の算定方法
		円	円	
時価 の 算定 根拠				

○ 別紙3 公益目的支出計画等

3 公益目的支出計画

【公益目的支出計画の概要】

1	法人の名称	
2	主たる事務所の所在場所	
3	公益目的財産額	円
4	実施事業等の事業番号及び内容	
	公益目的事業	
	継続事業	
	特定寄附	
5	公益目的支出の見込額(平均の額)	円
6	実施事業収入の見込額(平均の額)	円
7	(5の額)－(6の額)	円
8	公益目的財産額がゼロとなる予定の 事業年度の末日	
9	公益目的支出計画の実施期間	
10	の事業年度までに合併する予定の有無	
11	時価評価資産の明細	別表A(1)のとおり

○ 別表C(1)－1 公益目的支出計画

【実施事業(公益目的事業)の内容等①】

事業番号	事業の内容

(1)事業の概要について

--

(2)事業の公益性について

定款上の根拠	
事業の種類	(左記の「事業の種類」に該当すると考える理由)
本事業が不特定多数のものの利益の増進に寄与すると言える事実	
チェックポイント事業区分	チェックポイントに該当する旨の説明

(3)本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について

許認可等の名称	
根拠法令	
許認可等行政機関	

○ 別表C(1)－2 公益目的支出計画

【実施事業(公益目的事業)の内容等②】

事業番号	事業の内容
① 公益目的支出の見込額	円
② 実施事業収入の見込額	円
③ ①－②の見込額	円
④ 損益計算書の費用の見込額	円
⑤ 損益計算書の収益の見込額	円
この事業に係る実施事業資産の名称及び帳簿価額	
	円
備 考	

○ 別表C(1)－3 公益目的支出計画

【実施事業(公益目的事業)の内容等③】

事業番号	事業の内容

【実施事業収入の見込額の算定について】

損益計算書の科目	損益計算書の 収益の見込額	実施事業収入 の見込額	算定にあたっての考え方

【公益目的支出の見込額の算定について】

損益計算書の科目	損益計算書の 費用の見込額	公益目的支出 の見込額	算定にあたっての考え方

○ 別表C(2)－1 公益目的支出計画

【実施事業(継続事業)の内容等①】

事業番号	事業の内容	
定款上の根拠		
(1)事業の概要について		
(2)本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について		
許認可等の名称		
根拠法令		
許認可等行政機関		

○ 別表C(2)－2 公益目的支出計画

【実施事業(継続事業)の内容等②】

事業番号	事業の内容	
①	公益目的支出の見込額	円
②	実施事業収入の見込額	円
③	(①－②)の見込額	円
④	損益計算書の費用の見込額	円
⑤	損益計算書の収益の見込額	円
この事業に係る実施事業資産の名称及び帳簿価額		
		円
備 考		

○ 別表C(2)－3 公益目的支出計画

【実施事業(継続事業)の内容等③】

事業番号	事業の内容		
【実施事業収入の見込額の算定について】			
損益計算書の科目	損益計算書の 収益の見込額	実施事業収入 の見込額	算定にあたっての考え方
【公益目的支出の見込額の算定について】			
損益計算書の科目	損益計算書の 費用の見込額	公益目的支出 の見込額	算定にあたっての考え方

○ 別表C(3)－1 公益目的支出計画

【特定寄附の内容等①】

事業番号	特定寄附の内容	
相手方の名称及び所在場所		
認定法第5条第17号への該当性		
特定寄附の見込額	円	
使途を特定する場合の使途の内容		
寄附を実施する予定の時期及び寄附に必要な財源等		
寄附に係る時価評価資産の番号、名称及び帳簿価額		
		円
備 考		

○ 別表C(3)－2 公益目的支出計画

【特定寄附の内容等②】

事業番号	特定寄附の内容

【実施事業収入の見込額の算定について】

損益計算書の科目	損益計算書の 収益の見込額	実施事業収入 の見込額	算定にあたっての考え方

【公益目的支出の見込額の算定について】

損益計算書の科目	損益計算書の 費用の見込額	公益目的支出 の見込額	算定にあたっての考え方

○ 別表C(4) 公益目的支出計画

【実施事業等会計で「共通」に区分された収益・費用について】

【実施事業収入の見込額の算定について】

損益計算書の科目	損益計算書の 収益の見込額	実施事業収入 の見込額	算定にあたっての考え方

【公益目的支出の見込額の算定について】

損益計算書の科目	損益計算書の 費用の見込額	公益目的支出 の見込額	算定にあたっての考え方

○ 別表C(5) 公益目的支出計画

【公益目的支出計画の実施の見込み】

	初年度	翌年度	以 降	実施期間の累計額
公益目的財産額	円	円		円
公益目的収支差額の見込み	円	円		円
公益目的財産残額の見込み	円	円		円
公益目的支出の額の見込み	円	円		円
実施事業収入の額の見込み	円	円		円
備 考				

○ 別表D 公益目的支出計画実施期間中の収支の見込み

【公益目的支出計画の実施期間中における収支の見込み】

	初年度	翌年度	以 降
法人全体の経常収益見込み	円	円	
実施事業等会計の収益	円	円	
其他会計の収益	円	円	
法人全体の経常費用見込み	円	円	
実施事業会計等の費用	円	円	
其他会計の費用	円	円	
法人全体の経常増減額	円	円	
備 考			

○ 別表E(1) その他説明書類
【その他の主要な事業の内容等】

事業番号	事業の内容	
定款上の位置づけの有無		
事業の概要		
この事業が公益目的支出計画の安定的な実施に支障を及ぼさないことについて		
①	損益計算書の費用の見込額	円
②	損益計算書の収益の見込額	円
備 考		

○ 別表E(2)-1 その他説明書類

【①各事業に関連する費用額の配賦計算表(役員報酬・給料手当)】

○役員報酬 上段：配賦の根拠数値、中段：配賦割合、下段：配賦額

役 職	役員名	報酬の額	配賦基準	実施事業等会計		その他会計		法人会計
				○1	○2	他1	他2	

○使用人を兼務する理事の給料手当

役 職	役員名	報酬の額	配賦基準	実施事業等会計		その他会計		法人会計
				○1	○2	他1	他2	

○使用人を兼務する理事以外の給料手当

給料手当の額	配賦基準	実施事業等会計		その他会計		法人会計
		○1	○2	他1	他2	

○給料手当計

給料手当計						
-------	--	--	--	--	--	--

○ 別表E(2)-2 その他説明書類

【②各事業に関連する費用額の配賦計算表(役員報酬・給料手当以外の経費)】

科目名	各事業に関連する費用		配賦基準	実施事業等会計		その他会計		法人会計
	費用の 名 称	費用の額		○1	○2	他1	他2	

○ 別表E(2)-3 その他説明書類

【③収支予算の事業別区分経理の内訳表】

科 目	実施事業会計		その他会計		法人 会計	内部 取引 控除	合計
	○1	○2	他1	他2			
一般正味財産増減の部							
1 経常増減の部							
(1) 経常収益							
特定資産運用益							
受取会費							
受取補助金							
事業収益							
(2) 経常費用							
事業費							
給料手当							
会議費							
支払負担金							
諸謝金							
減価償却費							
管理費							
役員報酬							
給料手当							
福利厚生費							
旅費交通費							
会議費							
賃借料							
減価償却費							
当期経常増減額							
2 経常外増減の部							
(1) 経常外収益							
固定資産売却益							
(2) 経常外費用							
固定資産売却損							
当期経常外増減額							
他会計振替額							
当期一般正味財産増減額							

- 別表E(3) その他説明書類
 特別の利益供与を行わないこと等の誓約書

- 別表E(4) その他説明書類
 【定款の変更の案についての説明書】

定款の条項	留意事項の関係部分	説 明

- その他の添付書類
- ① 定款(特例民法法人としての定款)
 - ② 定款の変更の案(認可を受けた後の法人としての定款)
 - ③ 定款の変更に関し必要な手続きを経ていることを証する書類
 (社員総会・評議員会等の議事録の写し)
 - ④ 登記事項証明書
 - ⑤ 算定日における財産目録並びに貸借対照表及び附属明細書
 - ⑥ 申請直前事業年度の損益計算書及び附属明細書
 - ⑦ 申請直前事業年度の事業報告及び附属明細書
 - ⑧ 事業計画書及び収支予算書
 - ⑨ 許認可等を証する書類(※許認可が必要な場合のみ)
 - ⑩ 最初の評議員の選任に関する旧主務官庁の認可書の写し(※特例財団法人のみ)
 - ⑪ 会員等の位置づけ及び会費に関する細則(※定款のほかに、会員等の位置づけ及び会費に関する何らかの定めを設けている場合のみ)
 - ⑫ 事業・組織体系図(※複数の実施事業を行う場合又は複数の事業所で実施事業を行う場合のみ)